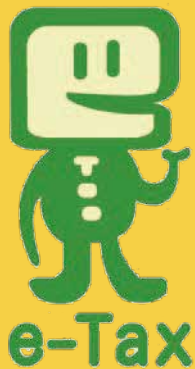


法人会の公益・共益事業には一般の方でもご参加できます。

(詳しくは行事予定をご覧ください)

新たに法人を作られた方。決算を行う方。



新設法人説明会
決算法人説明会

にご参加下さい。

スケジュールは玉川法人会 HP で



青年部会活動報告会



新入会員歓迎会

開催

6月6日 木

17:30

第9回通常総会

駒沢大学深沢キャンパス
120周年アカデミーホール

会員懇談会

通常総会のご案内は本号在中。
委任状の提出もお願いします。

2019年5月1日発行

Contents

委員会・支部・部会活動報告	3
新入会員ご紹介	19
税務署からのお知らせ	20

<お問い合わせ>

発行人 / 公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集 / 公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局 / 東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX03-3707-4992
<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会

検索

5月の行事予定

7(火)	第5支部ダイエット講習会	11:00	㈱清水呉服店B1
8(水)	女性部会班長会	12:00	用賀7丁目
12(日)	青年部会 わんぱく相撲世田谷大会	9:40	世田谷区立総合運動場体育館
13(月)	第10支部 新入会員歓迎会	未定	
14(火)	第6支部 役員会	12:00	二子駅前
	第11支部 役員会	12:00	神田屋
	源泉部会 役員会	14:00	玉川税務署
	源泉部会 活動報告会	14:30	玉川税務署
	★源泉部会 第1回研修会	15:00	玉川税務署
15(水)	税制委員会	18:30	法人会事務局
	【tamagawa公論7月号原稿締切(5月分)】		
16(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	第9支部 全体会議	18:00	㈱ワイ・エル・IJ2階
17(金)	青年部会 和太鼓カサト実行委員会	18:30	ホムライビル1F
18(土)	★第7支部 苔玉教室	10:00	瀬田7丁目
19(日)	★第1支部 奥沢駅前音楽祭	10:30	奥沢駅前
20(月)	広報委員会	18:00	法人会事務局
21(火)	第5支部 ダイエット講習会	11:00	㈱清水呉服店B1
	青年部会 Tamagawa絆7月号以外	18:00	二子玉川(先林)東急
22(水)	絵はがきWG	13:30	法人会事務局

5月・6月・7月の行事予定は4月20日現在のものです
★印は一般の方も参加できる行事です
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

6月の行事予定

4(火)	第5支部 ダイエット講習会	11:00	㈱清水呉服店B1
5(水)	第6支部 女性部役員会	12:00	鎌倉山
6(木)	★第9回通常総会(定時社員総会)	17:30	駒澤大学深沢キャンパス 120周年記念ホール
	★会員懇談会	19:00	駒澤大学深沢キャンパス迎賓館
7(金)	第6・8支部合同ゴルフコンパ	9:52	稲城市 よみうりクラブ倶楽部
10(月)	女性部会絵はがきコンクール応募資料袋詰め作業	9:30	玉川税務署
12(水)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
15(土)	【tamagawa公論7月号原稿締切】		
18(火)	第5支部ダイエット講習会	11:00	㈱清水呉服店B1
	源泉部会役員会	14:30	未定
	★研修会	15:00	玉川税務署
19(水)	女性部会 アサリ講習会	13:00	玉川町会会館
20(木)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
	広報委員会	18:00	法人会事務局
21(金)	臨時理事会・研修会	18:00	羽根区民館二子玉川分館2階
25(火)	税制研究会	17:00	玉川町会会館

7月の行事予定

2(火)	第5支部ダイエット講習会	11:00	㈱清水呉服店B1
3(水)	ゴルフ同好会コンペ	8:00	レイアウトゴルフクラブ
5(金)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
16(火)	第5支部ダイエット講習会	11:00	㈱清水呉服店B1
20(土)	★第6支部 町内防災訓練	15:00	二子玉川小学校
24(水),25(木)	★第9・10支部 サマーステージ31	14:00	用賀くすのき公園
26(金),27(土)	★第6支部 二子玉川盆踊り大会	17:00	246号高架下
27(土),28(日)	★第7支部 瀬田町会盆踊り	16:00	瀬田小学校

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

元年5月分の源泉所得税の納付期限	元年6月10日(月)
31年3月決算法人の確定申告期限・納付期限	元年5月31日(金)
元年9月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	元年5月31日(金)
消費税の中間申告期限・納付期限	元年5月31日(金)
元年6月決算法人の第3四半期分、元年9月決算法人の半期分・第2四半期分、元年12月決算法人の第1四半期分	
元年6月分の源泉所得税の納付期限	元年7月10日(水)
31年4月決算法人の確定申告期限・納付期限	元年7月1日(月)
元年10月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	元年7月1日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	元年7月1日(月)
元年7月決算法人の第3四半期分、元年10月決算法人の半期分・第2四半期分、2年1月決算法人の第1四半期分	



委員会・支部 活動報告

組織委員会

新入会員歓迎異業種交流会

日時 3月7日(水) 19:00~21:00
 場所 自由が丘JiyugaokaPLUS 南口店
 参加数 64名

冷たい雨が降るあいにくの天気でしたが、会場には64名の多くの会員が集まりました。新入会員歓迎という事で特に3年前までの入会者は会費無料で招待の形になっています。

各支部毎にテーブルについてから、清水第5支部長の司会により、いよいよ会が始まりました。事前に配られた資料には配布を希望した新入会員の企業PRが入っていました。その資料を提出した会員による簡単な自己紹介と事業紹介のスピーチがおこなわれました。そして今回の主催側として各支部長が紹介されました。

続いて村田副会長による乾杯の発声です。

「法人会とは良き経営者を目指す団体です。皆さん大いに盛り上げてください」。そして皆で杯を高々と上げて交流会がスタートしました。おいしい料理が次々とサーブされる中、あちらこちらで名刺の交換が始まりました。

新入会員の皆さんにお話をうかがうと「会員になってから皆さんに大変良くしていただいています」「良い人たちの集まりですね」など法人会に対して好意的な意見を多数聞くことができました。



名刺交換があちこちで

会も半ばとなった頃、バンド演奏が始まりました。第4支部メンバーによる5人編成でメインボーカルは石塚くるみさん。あの「まいうー」でお馴染みの石塚英彦さんの娘さんです。彼女のお兄さんもギタリストで参加しています。兄妹のお母さんが第4支部会員というご縁だそうです。曲目も明るくノリの良いポップスで、会場のあちこちから手拍子が聞こえ、会場はまさに大きく盛り上がりました。



盛り上がった石塚さんの歌

今回のイベントについて主催者の一人である三條組織委員長代行は「法人会をより知ってもらい、仲間を一人でも多く増やしてもらいたいとの趣旨で行いました」と述べていました。くつろいであちこち談笑している人々の様子を見ると、この会の成功は間違いなさそうです。

最後に松村事務局長が手締めを行いました。一本締めのはずが皆の勢いで3本締めとなってしまうというハプニングがありましたが、一層和やかなムードとなり無事終了しました。関係者の皆様ありがとうございました。

(広報委員会 副委員長 松山 仁)



乾杯にあたり、挨拶をする村田副会長

厚生委員会

生活習慣病健診と

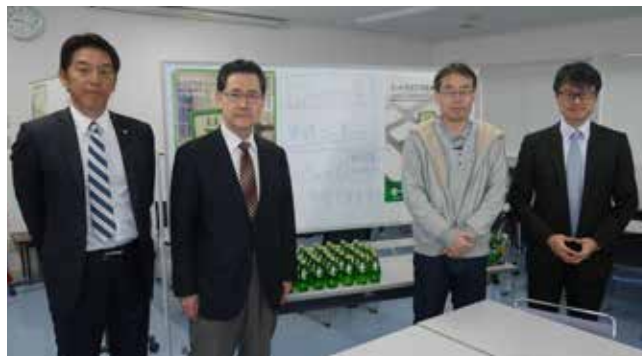
ID・パスワード方式申請窓口開設

日時 3月24日(日)、31日(日) 9:00～
 場所 玉川区民会館二子玉川庁舎集会室
 参加数 229名

3月24日(日)と、3月31日(日)に、毎年恒例になっている「生活習慣病健診」を実施しました。これは管内の事業所から好評をいただいている事業で、本年も2日間で、229名の受診者が来場されました。

本年は、大勢の皆さまがお越しになる機会に、玉川税務署と連携して「ID・パスワード方式申請」の受付窓口を会場内に設置しました。その結果、2日間で相談に立ち寄られた方が36名、申請書類を提出された方が23名という高い成果を上げました。

ID・パスワード方式は、「マイナンバーカード」の普及率が平成31年3月時点で12.8%と言われている状況の中、税務署にID・パスワードを登録すると、マイナンバーカードを所持していなくてもWebで確定申告（医療費控除等も）ができる方式です。



小川副署長（右から2人め）も応援にかけつけて下さいました

当日は、玉川税務署小川秀樹副署長も応援に駆けつけて下さいました。申請受付は、玉川税務署個人課税部門伊藤直人第1統括官がご担当して下さいました。

また、本会坂東義治副会長及び常任理事・理事の皆さま方もご来場下さいました。地域事業所の健康経営、並びに従業員さんの健康管理にお役立ていただくために、来年度の開催も予定しております。

公益社団法人玉川法人会及び厚生委員会の事業に、ご理解とご支援ご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。

(副会長 厚生委員会委員長 松浦 政幸)



来場者に申請の説明をする伊藤統括官（左写真・左側）



税制委員会

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政

党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。 中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されました。 中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われ、適用期限が2年延長されました。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下がります（2022年4月1日以後の贈与より適用）。 一定のやむ得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合、その該当した日から6月内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となる等、手続きの簡素化が行われます。

[その他]

1. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。

2. ふるさと納税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外とすることができるよう、制度の見直しが行われます。

「平成32 (令和2) 年度税制改正に関するアンケート」の結果について

平成31年4月

平当法人会会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度はお忙しい中、全国法人会総連合が実施する「税制改正アンケート」にご協力いただきましてありがとうございます。おかげさまで147社からご回答をいただきました。うち2社からは税制に関するご意見も頂戴いたしました。

会員の皆様がいかに税制にご関心をお持ちなのか、改めて教えて頂き、税制委員会としてその責任の重さに身の引き締まる想いでございます。

当会の分だけですがご回答いただいた内容を集計いたしましたのでとりあえず生の集計結果をご報告させていただきます。今後とも玉川法人会の活動にご支援ご協力をいただきますようよろしく願いいたします。
(税制委員会 委員長 大島 光隆)

回答者の状況

1. 会員区分

役員 (除税制委員)	一般会員	税制委員	合計
35社	113社	8社	156社

2. 主たる業種

製造業	建設・土木・不動産	卸売・小売・飲食	サービス業	他
12%	25%	21%	25%	16%

3. 資本金

1千万円以下	1千万円超~5千万円以下	5千万円超~1億円以下	1億円超~3億円以下	3億円超~5億円以下	5億円超
65%	24%	5%	3%	0%	4%

4. 従業員数

4人以下	5~19人	20~99人	100~299人	300人以上
49%	28%	11%	7%	5%

5. 前年度の申告状況

黒字申告	赤字申告	回答保留・その他
55%	32%	13%

—2020年度 税制改正に関するアンケート結果—

問1 法人税/法人実効税率

我が国の法人実効税率は29.74%（資本金1億円超の企業の場合）ですが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっています。アメリカでは、これまで約41%であった法人実効税率が約28%に引き下げられました。そして、フランス（現行 33.33%）でも、税率が段階的に引き下げられ、2022年には25%となる見込みです。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- | | |
|--|-----|
| ①課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる | 32% |
| ②課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる | 40% |
| ③課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げの必要はない | 13% |
| ④わからない | 14% |
| ⑤その他 | 1% |

問2 個人所得課税/配偶者控除

平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するなどの観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を103万円から150万円に引き上げる等）が行われました。今般の改正の効果（パート等の就業調整）について、事業者の立場から、どのように考えますか。

- | | |
|---------------------|-----|
| ①就業調整の解消等に効果があった | 18% |
| ②就業調整の解消等にはつながらなかった | 32% |
| ③わからない | 37% |
| ④その他 | 13% |

問3 事業継承/事業継承の時期

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代は、待たなしの課題となっています。あなたの会社の事業継承の時期（予定を含む）についてお答えください。

- | | |
|--------------|-----|
| ①5年以内 | 20% |
| ②6～10年以内 | 26% |
| ③10年以上先 | 20% |
| ④すでに事業継承を終えた | 8% |
| ⑤事業継承をしない | 16% |
| ⑥その他 | 10% |

問4 事業継承/事業継承税制

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われました。今般の改正を踏まえて、事業継承税制についてどのように考えますか。

- | | |
|--|-----|
| ①これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する | 9% |
| ②生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める | 33% |
| ③事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める | 47% |
| ④その他 | 11% |

問5 消費税/軽減税率制度

2019年10月より消費税の軽減税率制度が実施される予定となっています。あなたの会社で特に懸念される点があれば、以下より2つ以内で選んでください。

- | | |
|--------------------|-----|
| ①レジスターなどの新たな設備投資 | 3% |
| ②ソフトウェアの変更や新規購入 | 13% |
| ③事務負担の増加による人件費の負担増 | 4% |
| ④軽減税率についての社員教育 | 7% |
| ⑤繁雑な経理処理 | 33% |
| ⑥適正な価格表示 | 3% |

- | | |
|--------------------------|-----|
| ⑦特に問題なく対応できる | 16% |
| ⑧まだ軽減税率制度への対応について検討していない | 17% |
| ⑨その他 | 4% |

問6 消費税/価格転嫁

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられる予定です。あなたの会社の価格転嫁の見通しについてお伺いします。

- | | |
|-------------|-----|
| ①全額転嫁できる | 44% |
| ②大部分は転嫁できる | 34% |
| ③一部しか転嫁できない | 10% |
| ④全く転嫁できない | 6% |
| ⑤その他 | 7% |

問7 消費税/価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格を表示する場合は、税込価格の表示（総額表示）が義務付けられています（2021年3月31日までは、一定の要件のもと税抜価格表示も認められています）。軽減税率の導入が予定されていることを踏まえ、価格表示について、事業者の立場から、どのように考えますか。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ①総額表示にすべき | 39% |
| ②外税表示にすべき | 33% |
| ③価格誤認の防止措置を講じていれば、事業者に表示方式を委ねるべき | 21% |
| ④わからない | 5% |
| ⑤その他 | 2% |

問8 消費税/適格請求書等保存方式

2023年10月1日以降は、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件をなります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ①適正な仕入税額控除を計算できるようにするためには、やむを得ない | 22% |
| ②免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき | 46% |
| ③わからない | 27% |
| ④その他 | 5% |

問9 消費税引き上げの景気への影響

2019年10月の消費税引き上げに当たっては、経済への影響を抑制するため、住宅や自動車に係る税制措置のほか、ポイント還元やプレミアム付商品券の発行など財政面でも対策が講じられます。消費税率引き上げによる当面の景気への影響についてどう考えますか。

- | | |
|---------------------------|-----|
| ①対策の効果により、景気は良くなると思う | 1% |
| ②一定の効果はあるが、景気は現状と変わらないと思う | 33% |
| ③対策の効果はなく、景気は悪化すると思う | 59% |
| ④わからない | 6% |
| ⑤その他 | 1% |

問10 財政健全化

国と地方の長期債務残高が1,100兆円に達し、我が国の税制悪化は先進国の中でも突出しています。政府は、基礎的財政収支の黒字化達成時期を2020年度から2025年度に延長しましたが、財政健全化についてどう考えますか。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ①厳しい財政規律のもと、歳出・歳入一体的改革により取り組むべき | 65% |
| ②経済成長により税の自然増収を中心に、柔軟に対応すべき | 18% |
| ③わからない | 12% |
| ④その他 | 4% |

問11 社会保障制度

「団魂の世代」がすべて後期高齢者となる2025年には、医療と介護の給付費急増が見込まれています。さらに、「団魂ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（2018年度121兆円）に上ると試算されています。少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ①給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす | 7% |
| ②給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する | 31% |
| ③現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない | 40% |
| ④給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない | 5% |
| ⑤わからない | 8% |
| ⑥その他 | 7% |

問12 地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んで下さい。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ①国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲 | 21% |
| ②地方財政源の充実 | 7% |
| ③広域行政による効率化 | 12% |
| ④さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充 | 6% |
| ⑤地方議員のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立 | 27% |
| ⑥地方公務員給与の適正化など行政のスリム化 | 27% |
| ⑦その他 | 0% |

ご意見 (1)

このデフレのもとに、消費税の増税は避けるべきです。日銀の異次元緩和でさえインフレ率2%が実現できないのですから。消費税の増税は国民がお金を使って消費する気持ちを消します。政府がもっと、国民のために必要分野に財政出動するべきです、そして国民の消費意欲を刺激してください。その財源は円建てによる国債発行で賄うべきです。現状では、プライマリーバランスを考える時ではありません。日本には、円建てによる国債発行が出来るのですから、財政破綻は現状では起こりません。ギリシャなどの財政破綻は国債が自国通貨ではなかった為です。国民のために特に、消費税10%にすることは回避をお願いします。軽減税率は複雑すぎます。むしろ、消費税5%に戻していただきたい。消費税は貧困を助長します。

ご意見 (2)

税制とは税を徴収するためのシステムだと考える。公平公正というポリシーはあるが、いずれにせよ税を取られることには変わりが無い。

日本では江戸時代までは、年貢という形で無理矢理お上に召し上げられて来たものが、近代から税に置き換わったという意識が潜在的にあるので、どうシステムを変えても（税＝収奪される）イメージから離れることは難しい。社会の会費である。子孫のためにとか、いくら言っても税から逃れようとする人は後を絶たない。

消費税を何%と払っている北欧の国々の事を書いた本を読んでも、そもそもマインドが違うのである。税の使い道もオープンで福祉に厚く、教育、医療、老人介護は国に委ねて安心している。これも一朝一夕にできたのではなく、長い年月をかけて醸成されて来たものだ。金持ちは尊敬されない。高品質なものはあるがそれを決して高級品とは言わない。列に割り込む人は皆で歌を歌って排除する（皆で決めたルールは守る）等々さまざまなマインドが出来上がってきた。

これは北欧という小規模な国だからできるのかもしれないが、この気持ちの有り様は参考になるのではないか。日本も公平公正な税の在り方を模索する一方で、我が国を土台から支える大切なもので、皆でこれに協力していく心が大切と皆が考えたとすれば、税の在り方も変わって来るかもしれない。そうすれば税を使う立場の政治家や役人も襟を正さざるをえなくなる。まあ理想論かもしれないけれど、それに少しでも近づけていくとすれば何と言っても子供の頃からの教育が欠かせないと思うのである。

ご意見 (3)

配偶者控除については、税制のみならず、社会保障制度（被扶養の上限額）の変更が必要。

研修委員会

おとなの租税教室 ふだんよく聞く税務通達ってなに??

日時 3月27日(水) 14:00~15:30
場所 玉川区民会館二子玉川庁舎集会室
講師 久野豊仁税理士
参加数 15名

平成も残すところ1ヶ月あまりとなり、今年度最後の玉川法人会事業となる税務セミナーが行われました。講師は法人会の監事でもある税理士の久野先生です。日頃行われている租税教育のうち大学生に向けたバージョンをベースにお話いただきました。

江口研修委員長の開会あいさつに続いてセミナーが始まりました。今回は税務通達という、あまり知られていないけれど、とても重要なテーマが中心となりました。税務通達は基本となる税法には書かれていないことで、具体的な内容を示したものです。税務の執行はこれをもとに行われます。導入として伊丹十三監督の映画「マルサの女」の1場面が紹介され、その間違いを指摘しながらなど、わかりやすく、興味がわくものでした。

内容は税法の成り立ちから、基本となる考え方など法律の話と競馬で儲けたお金は課税されるかなど、具体的な事例の説明もありました。



講師の久野豊仁税理士 (当会 監事)

久野講師のおっしゃる通り、税の知識は生きていくための大事な教養です。法人会の会員として、税の有り様を俯瞰できるような理解は、とても大切な事だと思いました。

久野先生は「これぐらいの人数が理想的です。丁寧に質疑応答にも答えられますし、フェイストゥフェイスですと受講された皆様がよく理解することができます。支部やブロック単位でこまめに開催していただけると嬉しいです。」と率直にお話いただきました。

とても興味深い内容だったので、もっと多くの方に参加して欲しかったのですが、ご尽力くださいました研修委員会始めスタッフの皆様にお礼申し上げますと共に、またこのような機会を作っていただきたいと思いました。

(広報委員会 副委員長 松山 仁)



分かり易く教えていただきました



久野講師とともに

社会貢献委員会

普通救命講習

日時 3月5日(火) 9:00~13:00
場所 玉川消防署
参加数 24名

玉川消防署内で普通救命の講習会を行いました。公益社団法人東京防災救急協会のご協力をいただき、講師には前回同様茅場裕子さんに講習をお願いいたしました。非常に明快な語り口で時折笑いを誘うお話に、皆さん真剣に耳を傾け、救命講習に取り組まれていました。

今回は、参加者の方にアンケートをお願いし、生のご意見をその場でお聞きするという初めての試みをいたしました。主な声としては、

「4回目となりますが、段々慣れてきて動きが良くなってきました。続けることがだいじですね。」

「以前からAEDを目にすることがあって、どう使うものなのか知りたかった。大変ためになりました。」

ました。」

「いままで専門的な知識がなく、あまりかわりたく無かったけど今日学んだことで積極的に参加して行きたいと思いました。」

「緊張して最初はうまく出来なかったけれど、先生の説明が大変分かり易く参考になりました。」

「以前人が倒れた場面に遭遇しましたが何も出来なかった。今回講習を受けたので、傍観者とならず一步を踏み出せそうです。」等々、多くの有益なご意見をいただきました。皆さん本当に熱心に取り組んで下さり、大変有意義な講習会となりました。

また、今回はこのような反省会を行ったなかで、ご自身の事業をご紹介いただく1分プレゼンをしていただきました。こうした行事を通して、これからも法人会での繋がりが広げられたら幸いです。

(社会貢献委員会 委員長 廣部 雅子)



第1支部

女性部会幹事会

日時 2月28日(木) 12:00~14:00
場所 奥沢「天ぷら吉」
参加数 8名

冷たい雨が降る日でしたが、第1支部女性部会幹事会を行いました。通常はランチの営業はしていない天ぷらのお店ですが、担当の方の素晴らしい交渉力の賜物で予約を受けていただくことができました。

まずは全員に一言ずつ今年度の反省や来年度



への抱負などを述べていただきました。その後は食事を取りながら、5月に行われる恒例の奥沢駅前音楽祭への参加についての話し合いを行

いました。もちろん楽しい四方山話も伺えましたし、有意義なランチミーティングとなりました。(第1支部 広報委員 早川 晴恵)

第4支部

掉尾を飾る「田植え稲刈り感謝事業・豪雪体験」を行い田植え稲刈り体験学習事業を閉幕

日時 3月3日(日) 7:30～
場所 魚沼市「竜光」
参加数 39名

租税教育の一環として等々力小学校の生徒・父母を対象に平成16年から毎年、春・夏の2回実施してきた「田植え稲刈り体験学習」も、昨年秋の稲刈り体験学習を持って満15年の節目を迎え、ここに事業の幕を一旦閉じることとなりました。

この事業は公益推進事業として、第4支部のメイン行事でありました「太鼓で結ぶ地域の絆」(現青年部会事業)と合わせて故 高橋 進さんのご尽力により始まり、今としては玉川法人会として会の内外に誇れる素晴らしい事業に展開することができました。

こうした事業に発展することができましたのも、玉川法人会阿部会長並びに副会長、代々の第4支部長・支部役員の皆様をはじめ、多くの方々のご支援があったればこそと感謝いたしております。

この度、満15周年の感謝の気持ちを込め「魚沼竜光」地区に赴き、等々力小学校の生徒の皆さんを中心に、地元魚沼のお子さん達とともに「感謝の気持ちの豪雪体験」を去る3月3日(日)に盛大に実施いたしました。詳細は別項の地元新聞「越南タイムズ」をご覧くださいと思います。

第4支部では、田植え稲刈り体験学習の復活を夢見ながら、このような公益推進事業を新たな意気込みで推進していきたいと思っておりますので、支部会員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

(第4支部 支部長 石井 伸二)

玉川法人会との15年 田植え・稲刈りで交流



子どもたちで綱引き大会

東京都世田谷区の玉川法人会第四支部による「豪雪体験」と長年の交流に感謝する感謝状の贈呈式が三月三日、竜光地区で開催された。

東京場之内会の会長であった高橋進さんにより、平成十六年から玉川法人会第四支部の「田植え体験」と「稲刈り体験」が竜光地区で始まった。それ以来、玉川法人会では毎年春と秋の二回、公益事業として子どもたちと共に竜光を訪れ、田植

えや稲刈りを通じて地域の人たちと交流してきた。バスの中では税に関するクイズをしており、平成二十五年には「豪雪体験」として冬の時期に訪問をしたこともある。これまでに延べ二千人近くの人が体験交流会に参加した。

体験交流が始まってから今年度で十五年が経ったことから、玉川法人会としての交流会は今年度で終了することとなり、今回は長年の交流に感謝

するため最後の訪問をするにしようとしたもの。訪問に備えて竜光では区民会館の隣にかまくらや雪の滑り台を作り法人会の子どもたちを歓迎した。一行が到着すると佐藤雅一市長から「毎年来てもらい、交流し、元気づけられたことに感謝します。雪を楽しんでもらえれば」と挨拶があり、雪山でのそり滑りや雪上綱引き、餅つきなどを上で楽しみ、おにぎりやトシ汁、餅で昼食をとった。

感謝状贈呈式では、田植えや稲刈り体験の時に田を提供した人や区長らに感謝状が贈呈され、竜光地区からは天満宮の絵馬がプレゼントされた。玉川法人会第四支部の石井伸二支部長は「皆さんのおかげで田植え体験や稲刈り体験が十五年間できたことに感謝している。美味しいおにぎりやトシ汁を食べるのがいつも楽しい。これからも別々の形で関係を続けていければ」と語った。

新潟県魚沼市
「越南タイムズ」より



第4・5・9支部

第4・5・9支部合同異業種交流会 & 中小企業向け支援制度紹介講演会

日時 3月14日(火) 19:00~21:00
場所 グリル&ダイニング「用賀倶楽部」
参加数 35名

前回大変好評でした、異業種交流会の第2弾を「玉川地域の中小企業をもっと元気に!!」のキャッチフレーズで、用賀にある「用賀倶楽部」を貸し切って行われました。この「用賀倶楽部」は閑静な住宅街にあるオシャレなカフェレストランです。肉料理や天然酵母の焼きたてパンが有名で、予約が取れにくい人気のお店です。

第5支部清水支部長の進行の元、まずは、世田谷区役所経済産業部産業連携交流推進課の計良 亨様から、世田谷区や東京都による中小企業向けの支援制度を多数ご紹介いただきました。普段、情報はこちらから探さないとこのような支援制度は活用することができず、今回数多くの支援制度をご紹介いただき、うまく活用できれば良いと思いました。また、10月から施行予定である、消費税関連での支援制度もご紹介いただき、いよいよ迫った消費税アップに私たちも本気で勉強しないといけないと思いました。

かなり時間が経ちましたが、兼益青年部会長による乾杯の音頭でいよいよ交流会がスタートしました。普段交流することのない、第4支部や第5支部の方々との情報交換や交流を深めることで、地域の活性化にもつながっていくと思います。あっという間に1時間半の時間が過ぎ、最後に第4支部の石井支部長からご挨拶をいただき、第9支部の大嶽支部長の手締めで盛会の

うちに無事終了となりました。

今回講演会を含めたことによって単なる交流会ではなく、濃い内容となったと思います。しかし、少々時間が短かったのが残念に思えました・・・(涙)

(第9支部 広報委員 清水 正広)

今回皆様には開催と同時に業務と懇親に関するアンケートを実施いたしました。

以下のような結果となりました。

[質問1] 時差出勤が話題ですが出勤時間は始業時間どのくらい前ですか？

15分未満	5名
30分未満	4名
1時間未満	1名
1時間以上	3名
その他	3名

[質問2] 職場の関係者との懇親会はどのくらいの頻度で開催していますか？

週1回以上	3社
月1回以上	6社
数ヶ月に1回程度	2社
年に1回程度	2社

[質問3] 玉川法人会に入会してよかったことは？

ビジネスに関する人脈が広がった	10名
地域住民との繋がりが生まれた	2名
プライベートも含む友人ができた	4名

[質問4] 今後の法人会に望むことは？

- ・人との繋がりが広がる交流会をもっと増やして欲しい。
- ・異業種交流会を似た業界別にまとめて開催して欲しい。「保険」「金融」「飲食」「不動産」など。
- ・異業種交流を目的とした旅行会を開催して欲しい。
- ・会員が主体的に動ける会にして欲しい。



講師の世田谷区経済産業部の計良亨様



大嶽第9支部長による締めの挨拶

第6支部

活動報告会

日時 4月12日(金) 18:30~20:30
 場所 鮎心茶室「維新號」
 (玉川高島屋SC南館6階)
 参加数 19名

4月12日、本格的中華と点心を楽しめる、中華の老舗、鮎心茶室「維新號」個室にて第6支部の活動報告会を開催いたしました。

第1部は、平成30年度事業報告承認の件、平成30年度収支決算報告書及び会計監査報告承認の件、平成31年度事業計画(案)承認の件、平成31年度収支予算(案)承認の件、任期満了に伴う役員選任の件について報告されました。

第2部は、鈴木支部長より、前期の新規会員入会者数が目標を達成し、第6支部が全支部中で増強第一位となったとの発表と、今期も更なる増強を掲げ頑張りましょう!という挨拶の後、和やかな雰囲気の中、会食を楽しみました。お一人ずつから法人会での活動報告や自己紹介も、いつもながら、パワフルで話題満載でした。

そして、今期予定している、第6・8支部合同研修会は、9月、日本癌治療学会 秋元 信吾博

士の講演「最新のがん医療・研究」と、JET 55 當間 紀之代表の実演「小児がんの子どもたちのためのヘアードネーション」のダブル講演会。令和2年3月 発音のパイオニア(一財)日本フォニックス・メソッド普及協会の能村 由佳理シニアアドバイザーと、歌と声の教室VOICE QUE主宰 白壁 慶子ボイストレーナーとの合同講演会、発音と発声を学び「今日からあなたもネイティブスピーカー!」。女性部会の観劇は帝国劇場にて「ラ・マンチャの男」など、盛りだくさんの行事予定となっておりますので、お楽しみに! (第6支部 広報委員 守永 文子)



目標達成 頑張ろう!

第6・8支部

第6・8支部合同研修会

「自分みがきがしたい方必見!ダブル講演会」

日時 3月8日(金) 18:00~20:30
 場所 丸三証券 二子玉川支店セミナールーム
 【第一部】

講師 白壁 慶子ボイストレーナー
 (歌と声の教室VOICE QUE主宰)

題目 「美活ボイストレーニング」

【第二部】

講師 小暮 満寿雄先生
 (画家 著述家 ビジュアル作家)

題目 「絵画の描き方基礎講座」

参加数 50名

【第一部】 二子玉川にて15年間、歌と声の教室VOICE QUEを主宰されている、白壁 慶子先生に、歌うと美しくなれるワケ「美活ボイストレーニング」として声の基本である、呼吸、共

鳴、滑舌のポイントについて、実習たっぷり講演いただきました。

上向きのエネルギーをしっかりと意識する歌の姿勢は、そのまま美しく楽な立ち方になります。参加者の方は、「あずき」さんの、おいしい「あずき食パン」を軽食として楽しみながら、ウエスト、下腹に効く背伸びブレスやひじ呼吸とか、



講師の白壁慶子先生

バスタップに効く背中回しとかの呼吸練習を実習しました。そして、ハミング、舌まわしやウィンクなど簡単でユニークなトレーニングもご紹介いただき、皆さんも一緒に楽しみました。

話しの印象は、視覚55%、内容7%に対して、聴覚からは38%。発声は、誰にでもできる自然で「快」なこと。トレーニングすれば上手になり、好感度アップも期待できますよ！「歌は息

抜き」息が抜けない、忙しい生活には是非、おすすめ。生きている限り、呼吸は続く！

今日、教わった声が良い美活ボイストレーニングで、いくつになっても、美しく、楽しく、健やかに、歌多き人生をエンジョイしましょう！

白壁先生、素晴らしい講演をありがとうございました。

(第6支部 広報委員 守永 文子)



ウィンクは頬の筋トレ



美しく楽な立ち方で呼吸練習

【第2部】昨年より2部構成にて開催している合同研修会の第2部は「絵画の描き方基礎講座」を開催いたしました。お父様は数学者、お母様は書の師範、東京は赤坂生まれで、多摩美術大の元講師であり、現在は画家として活動をしている小暮 満寿雄 (コグレ マスオ) 氏による美術の歴史や人物画を描く技法のイロハなどホワイトボードに似顔絵マンガを描きながら、面白おかしく20分ほど講義をしていただきました。講義内容は「モナリザがなぜルーヴルに貯蔵されているのか」「フレディマーキュリーの歯は本

当に出ているのか」など普段目にすることや耳にすることのないものをお話しいただきました。残りの時間は隣同士向かい合って、お互いの顔を描くというワークショップを行いました。参加された方は、それぞれ思い思いに筆を走らせ、なかなかの出来栄えの作品がたくさん並びました。和気藹々とした時間を過ごし、会員、一般の垣根もなく、とてもいい交流ができた研修となりました。

(第8支部 広報委員 廣瀬 幸子)



第1部の講師の似顔絵作成中



フレディの似顔絵と顔の作りの講義

第10支部

第3回 支部女性会員懇談会

日時 3月5日(火) 12:00～
場所 @蕎麦と鶏 はんさむ 用賀店
参加数 9名

支部女性会員の結束を図るべく、今回開催致しました。2月に下見に行った時感じが良い店でしたので、今回は10支部エリアに新たに開店されたお店でランチ会を致しました。こちらの

お店は法人会に未加入でしたので、入会のご案内をさせて頂きました。ご加入していただけることを楽しみにしております。

尚、来年度も3～4回程、このような会を開催致しますので、今回ご都合がつかず不参加の方は、是非次回の開催時には、ご参加願えます様宜しくお願い致します。

(第10支部 女性部会班長 石田 庸子)

新入会員・未加入法人歓迎名刺交換会

日時 3月15日(金) 18:30～21:00
場所 豆魚「万さく」
参加数 12名

丁度、確定申告期日の最終日の夜であったせいか、新入会員の方の中には都合がつかないと、不参加になられた方が2名いましたが、支部女性会員の方も5名参加され、今年度最後の懇親会を用賀3丁目の「万さく」にて開催致しました。

未加入法人の方へも参加を呼びかけるハガキ

をお送りいたしました。これからも未加入法人の方へも呼びかけを積極的に行なっていきたいと思います。

今回の懇親会では、普段、中々お目にかかれない方も参加され、雑談などを行っている間に2時間の制限時間を大幅に超え、楽しく、つきぬ話しを惜しみながら、午後9時過ぎに散会致しました。

次回は、より多くの支部会員の方の参加をお待ち致しておりますので、お気軽にご参加下さいますようお願い致します。

(第10支部 支部長 佐藤 壽夫)

第11支部

桜新町桜祭り

日時 4月7日(日) 9:00～17:00
場所 桜新町駅前
参加数 約20,000名 (第11支部23名)

玉川法人会第11支部では「桜新町桜祭り」を盛り上げるためにブースを確保して、今年もポップコーンの販売を担当いたしました。集合は11時にしておりましたが、役員の皆さんは率先して早く来ていただき、朝9時過ぎから準備が始まりました。お陰様でスムーズにオープンすることが出来ました。大変ありがとうございました。

ポップコーンの販売では小中学生にも販売体験をして貰い、キッズチケットをそのお礼に差し上げる体験学習も行いました。延べ35名の小中学生も参加しました。

当日は、(株)くらしの友様から8名、(株)ユー花園

様から3名、(株)アイ・エス・ディ様から4名、猿渡様から2名、大同生命保険(株)名古屋氏、(有)鈴木板金塗装工場様、ラクトン化学工業(株)様から2名、(株)丸山工務店より2名の総勢23名で行いました。晴天に恵まれた今年は予想していた以上に盛り上がりましたので、来年もまた花見を楽しみながら桜祭りに参加したいと思います。ご協力いただいた役員の皆様、大変ありがとうございました。

(第11支部 支部長 丸山 正高)



大勢の皆様のご協力 ありがとうございます

青年部会

第9回活動報告会・意見交換会

日時 4月15日(月) 18:30～
 場所 世田谷産業プラザ
 参加数 55名

玉川税務署の皆様、本部（親会）の役員、友誼団体の皆様をお招きし、平成30年度の実施事業や収支、また平成31年度の事業計画と予算案について報告をいたしました。

そして、松浦副会長、根本真理子さんの卒業生に、今までのご尽力に対して感謝を伝えました。本当に長い間お疲れ様でした！ 阿部会長



からは「法人会は組織活動の重要性を学ぶことができる。法人会の活動が事業に生きて、青年部部会員がよりよい経営者になることを望む」と温かいご挨拶のお言葉をいただきました。兼益部会長からは

「温故知新、平成から令和に移り変わる中で、我々法人会も新しいものを取り入れていかなければならない」と部会員に向けて力強いメッセージを寄せられました。

平成30年度の活動につきまして

は、皆様のご理解とご協力により、無事に全ての事業を実施することが出来ましたこと、心より感謝を申し上げます。青年部会は、6月に開催される本部（親会）の総会より、新しい体制で平成31年度事業がスタートします。

青年部会は、税の知識を学び、様々なことへチャレンジし、多くの経験を得て、よりよい経営者となることを目指します。

今後とも、ご指導とご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

(青年部会 広報室室長 白井 千博)



阿部会長、野田副署長はじめ全員で、玉川の「Tマーク」に挑戦しました

釣り同好会

釣り同好会

日時 2月17日(日) 4:30~
 場所 千葉県飯岡漁港「隆正丸」
 参加数 9名



恒例の主催の釣り大会を2月17日に行いました。場所は飯岡漁港の「隆正丸」。総勢9名の腕自慢の釣り師が早朝5時の出船に備えて4時半に現地に集合しました

前日から泊まりで行った人は宿泊代2,500円の宿を取り準備万端です。お風呂

が温泉でしたので気分爽快です。そのうえ、泊まった方は500円を割引していただいたのでお得感がありました。

釣果ですがトップは山本さん9枚で、2枚はリリースしました。重さも2.2kgのいいヒラメです。浜値で1kg当たり3,000円しますと言われていましたから6,600円はする大物です。私はリリースサイズが4枚釣れました。千葉の外房は水温が2度ほど上がっていて異常に活性しております。

楽しいヒラメ釣りをまた開催いたしますので、釣り同好会にご参加をお待ちしております。

(釣り同好会 幹事 丸山 正高)



法人会とは

●よき経営者をめざすものの団体
それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に105万社、東京都内に49の単位会、19万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

●法人会は企業の間から
自主的に誕生した団体です。

1947年(昭和22年)4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。

しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。

このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。

法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第2支部

店 舗 名：GRANADA / グラナダ
 代 表 者：河村 美代子 (カワムラ ミヨコ)
 会社住所：世田谷区奥沢6-20-24 (株)グラナダ内
 TEL/FAX：03-3723-1616 / 03-6700-1835
 E-mail：info@e-granada.jp
 ホームページ：www.granada.jp

業 種：輸入卸売、小売業

店舗内はスペイン、メキシコ、ポルトガル、イタリアの民芸陶器皿、植木鉢、アクセサリー、オリブオイル、はちみつ紅茶、雑貨を販売しております。

お近くにお越しの際はどうぞ来店下さい。お待ちしております。

第6支部

会 社 名：歌と声の教室 VOICE QUE
 代 表 者：白壁 慶子 (シラカベ ケイコ)
 会社住所：世田谷区玉川2-24-24 セゾン玉川204
 TEL/FAX：03-3709-3292
 E-mail：keiko@shirakabe.jp
 ホームページ：www.voice-que.com

業 種：ボイストレーニング教室

もっと上手に歌いたい、自分の声が好きになれる、最近声が出にくい…こんなお悩みを解決するために、ボイストレーニングをしてみませんか？
 発声は、スピーチや交渉、英語の発音など、ビジネスにも直結する一生ものの技術です。気軽に始められる個人レッスン。大人のボイストレーニングで、

自信を持てる声を手に入れましょう！

ジャンル不問、楽譜も不要。歌が苦手な方、大歓迎！会話やスピーチの準備もご相談ください。



事務局 世田谷区玉川2-1-15
 TEL 03-3707-8668
 FAX 03-3707-4992

「玉川法人会バナー」ができましたので、貴社でもぜひご活用下さい。ホームページには、様々なサイズのバナーをご用意しております。

<http://www.tamagawa.or.jp>

国税庁からのお知らせ

申告書等用紙に代えて 「申告のお知らせ」をお送りいたします

国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、平成32年（2020年）4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人^{※1}を対象として、申告書等用紙^{※2}の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ^{※3}」を送付することとしております。
 - （※1） 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
 - （※2） 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
 - （※3） 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとしております。

■ 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出



■ 大法人とは？

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。詳しい情報は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

令和元（2019）年度国税庁経験者（国税調査官級）募集

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇ 試験概要 令和元（2019）年度の試験概要については、令和元年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係（TEL 03-3542-2111 内線2163）

【参考：平成30年度の実施状況】

◇ 最終合格者数（全国）：249名

◇ 受験資格 平成30年4月1日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇ 試験日程

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 受験申込受付期間 | 8月中旬 |
| (2) 試験実施期間 | 9月から12月まで |
| (3) 最終合格発表 | 12月下旬 |

広報委員会 ホームページグループからのお知らせ

法人会会員はおトクなんです！

利用されている方、増えています

TOPページのバナーをクリック！(未入会の方でもご覧いただけます)

おトクが満載！  公益社団法人 玉川法人会 **会員特典ご紹介**



玉川法人会員であれば、下記の割引や、特典が受けられます。

- ・溝のロムサシポウル(ワイワイセット)
- ・エクセルホテル東急二子玉川
- ・無料法律相談、無料セミナーDVDレンタル
- ・企業情報紹介サービス、余剰在庫の買取
- ・ビジネスゴールドカード年会費永年無料
- ・新車紹介制度
- ・会員特別価格での健康診断の受診 など

スマートフォンTOPページ



2018年の1年間
玉川法人会ホームページにアクセスした方の、
約40%がスマートフォンから。
スマートフォンでも見やすいレイアウトを目指します。
ぜひご活用ください！

毎月1回、広報委員会では、「たまでんBOARD」と「ホームページ」を作成、検討しています

各支部、部会より選出された委員の皆様と、毎月1回、会議を行っています。

- ・たまでんBOARDに掲載する内容の検討
- ・ホームページでのPR、表現の是非 など

これからも皆様に玉川法人会の情報を、的確に発信してまいります

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひ活用ください。